

平成29年4月17日
法務省民事局民事第二課

不動産登記規則の一部改正（案）に関する意見募集の結果について

平成28年12月22日（木）から平成29年1月31日（火）まで、不動産登記規則の一部改正（案）に関する意見募集を行いましたところ、864件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、別紙のとおりまとめましたので公表いたします（取りまとめの都合上、いただきました御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

なお、この意見募集に係る改正案は、「不動産登記規則の一部を改正する省令」（平成29年法務省令第20号）として、本日付けで公布されましたので、お知らせします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも相続登記の促進に御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

主な御意見の概要	御意見に対する考え方
制度趣旨関係	
本制度の趣旨に賛同する。	法定相続情報証明制度への賛同意見として承ります。
本制度は相続登記の促進につながらないため、創設に賛同できない。	<p>本制度は、相続登記のメリット及びそれを怠ることによるデメリットを十分理解せずに相続登記を放置しかねない方々に対して、本制度の利用を通じて相続登記の必要性を直接的に説明し、相続登記の申請を促すものです。</p> <p>また、相続人にとっては、相続手続全般において同じ戸除籍謄本の束を一式揃えて様々な窓口へ何度も揃えて提出することが煩雑で手間となっているものと考えます。本制度は、登記手続における相続人の負担軽減のみならず、このような相続人の手間を排して相続手続全般を簡便にすることを目的としています。</p>
本制度によっても金融機関等では結局新しい戸籍謄本を求められることとなったり、そもそも一覧図を作らなければならないなど、かえって手間である。	金融機関等においてどのような書類を求められるかについてはお答えできかねますが、同じ戸除籍謄本の束を一式揃えて様々な窓口へ何度も揃えて提出する手間が排されることによって、相続人の手続的負担を軽減することとなるものと考えています。
本制度は、不動産登記の申請がある場合に利用することができるはずです。	相続人にとっては、相続手続全般において同じ戸除籍謄本の束を一式揃えて様々な窓口へ何度も揃えて提出することが煩雑で手間となっているものと考えます。本制度は、登記手続における相続人の負担軽減のみならず、このような相続人の手間を排して相続手続全般を簡便にすることを目的としています。そのため、制度の利用を不動産登記の申請がある場合に限定すべきではないと考えます。
第18条第35号関係	
不動産登記法の趣旨に照らせば、つづり込み帳には、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示することに関係のあるものしかつづり込むことは出来ないと考えます。	本制度は相続登記の促進のために創設する制度であり、また、交付された法定相続情報一覧図の写しは不動産登記規則（以下「規則」といいます。）第37条の3により相続登記等において相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができるとされます。そのため、法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込むとすることは問題ないと考えます。

<p>規則の第2章第3節の見出しを「登記に関する帳簿等」に改正すべき。</p>	<p>本制度は相続登記の促進のために創設する制度であり、また、交付された法定相続情報一覧図の写しは規則第37条の3により相続登記等において相続があったことを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報の提供に代えることができることとされます。そのため、規則第2章第3節の見出しを改正する必要はないと考えます。</p>
<p>第27条の6関係</p>	
<p>「保管の申出に関する書類」の内容を明らかにすべき。</p>	<p>法定相続情報一覧図つづり込み帳につづり込む書類は、規則第247条第6項の規定により申出人に返却するもの以外の書類一切であり、条文上明らかとなっていると考えます。</p>
<p>第28条の2第6号関係</p>	
<p>保存期間は、5年よりも長くすべき。(10年、20年、30年、150年など)</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>保存期間は、5年より短くすべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>保存期間は、本制度を利用する国民の目線と、法定相続情報一覧図が機微情報であることとのバランスを保ちながら、再検討すべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>書面の性質に応じてそれぞれ保存期間を分けるべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>第37条の3関係</p>	
<p>相続人の住所が記載されているときは、住所を証する情報の提供に代えることができるとすべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>法定相続情報一覧図は登記所に保管されているのだから、そもそも提供自体を不要とすべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>被相続人の登記記録上の住所を記載することができるとした上で、それが最後の住所と異なる場合に、住所のつながりを証する(被相続人の同一性)情報の提供に代えることができるとすべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>提供する法定相続情報一覧図の写しは原本であることを明確にすべき。</p>	<p>相続登記の申請等に添付する法定相続情報一覧図の写しは、条文上原本であることが明確となっているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>第247条第1項柱書関係</p>	
<p>規則第247条第1項の記述では、「その他の手続」や「その他の者」が、預貯金の払い戻し手続やその手続を執る相続人であるとは読めないため、規定を改めるか通達で明らかにすべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、通達等において明らかにいたします。</p>
<p>法定相続情報の記載事項に、提出先や利用目的を加えるべき。</p>	<p>利用目的については、申出書に記載をしていただき、提出先についてもそれによって確認することとしていますので、法定相続情報一覧図への記載は不要と考えます。</p>
<p>不動産登記手続以外の利用目的の場合、不動産の所在地を管轄する登記所に対し申出をすることを可能とする必要はないので、その旨注意喚起すべき。</p>	<p>申出をすることができる登記所の選択肢については、十分周知させていただきます。</p>
<p>委任による代理人のうち、資格者代理人による場合は、戸籍法第10条の2第3項にいう受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合に限るべきと考えるため、その申出先登記所についても、とりわけ不動産の所在地を管轄する登記所に対し申出をすることができる資格者代理人は限定されるよう条文上明確にすべき。</p>	<p>資格者代理人を戸籍法第10条の2第3項に掲げる者としたのは、当該者であれば法の規定によって戸除籍謄抄本を取り扱うことができるためであり、この趣旨から原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>申出先を「被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地を管轄する登記所の登記官」のみとすべき。</p>	<p>本制度は、登記手続における相続人の負担軽減のみならず、このような相続人の手間を排して相続手続全般を簡便にすることを目的としていますので、この趣旨から原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>申出人について、相続登記の促進が目的ならば、登記簿に記載されている者の相続人とすべき。</p>	<p>本制度は、登記手続における相続人の負担軽減のみならず、このような相続人の手間を排して相続手続全般を簡便にすることを目的としていますので、この趣旨から原案のとおりとさせていただきます。</p>

<p>「その他の者」、「その他の手続」について、利用目的の範囲を、例えば「官公署、及び銀行、証券、保険会社等の金融機関への相続手続きのため」など規則上で明確に限定すべき。</p>	<p>具体的にどのような手続が本制度の対象として想定しているかについては、ホームページやリーフレットにおいて例示をして周知いたします。</p>
<p>法定相続情報一覧図の写しは、相続に起因する登記以外の手続のためにも利用できるとし、被相続人が不動産を所有していなかった場合でも、預金の払い戻し等の手続で必要となる場合には、申出をすることができるようにすべき。</p>	<p>規定上、御意見のとおり申出をすることができることは明らかですので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>生命保険会社における実務的な観点から被相続人の父母等も記載対象となることを前提として、「法定相続情報一覧図」に記載される者からであれば、相続人以外でも「法定相続情報一覧図」の保管・交付の申出を可能とすべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>申出書に添付された戸除籍謄抄本の発行日を法定相続情報一覧図に記載すべき。</p>	<p>法定相続情報一覧図の写しに申出年月日を付すことで、その日以前に発行された戸除籍謄抄本が申出書に添付されたことを明らかにいたします。</p>
<p>除籍等が滅失等している場合の相続登記に関する通達（平成28年3月11日法務省民二第219号）が、本制度についても適用されるのであれば、除籍等の一部が滅失等しているためその謄本の提出がされていない場合には、その旨が法定相続情報一覧図の写しに明記されるべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>申出先を案よりも絞り、法務局の人的資源の無駄遣いを防止すべき。</p>	<p>申出先の登記所を案のとおり複数設けたのは、相続人の利便に資するものと考えたためです。</p>
<p>申出人について、遺言執行者など利害関係人も含めるべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>申出人について、法令上戸除籍謄本等の交付申請等ができる者も加えることを検討すべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>例えば数次相続が生じている場合の先行して亡くなった被相続人の孫が申出人となる場合、当該孫の叔父叔母など傍系の者の法定相続情報一覧図についても保管等申出をすることができることとすべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>申出先登記所は、全国どの登記所でもよいとすべき。</p>	<p>申出先の登記所を案のとおり複数設けたのは、相続人の利便に資するものと考えたためです。一方で、全国どの登記所でもよいこととすると、例えば再交付の申出をする際、仮に申出人が当初の保管・交付の申出をどの登記所にしたのか失念等した場合には、検索の端緒がないということも考えられることから、一定の規律を定めているものです。</p>
<p>代理人により申出をする場合は、代理人が申出人に相続登記の必要性を直接説く必要があるため、この場合の申出先登記所は申出人の住所地に限定すべき。</p>	<p>申出先の登記所を案のとおり複数設けたのは、相続人の利便に資するものと考えたためです。</p>
<p>申出先登記所は、申出人の住所地を管轄する登記所を除くべき。</p>	<p>申出先の登記所を案のとおり複数設けたのは、相続人の利便に資するものと考えたためです。</p>
<p>申出先登記所に、代理人の住所地・事務所所在地を加えるべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>申出先登記所は、専属的な管轄を定めるべき。</p>	<p>申出先の登記所を案のとおり複数設けたのは、相続人の利便に資するものと考えたためです。</p>
<p>「被相続人を表題部所有者若しくは所有権の登記名義人とする不動産の所在地」は、「被相続人を表題部所有者若しくは登記名義人とする不動産の所在地」とすべき。</p>	<p>申出先の登記所を案のとおり複数設けたのは、相続人の利便に資するものと考えたためです。一方で、申出先の登記所の範囲を余りに広げすぎると、例えば再交付の申出をする際、仮に申出人が当初の保管・交付の申出をどの登記所にしたのか失念等した場合には、検索の端緒がないということも考えられることから、一定の規律を定めているものです。</p>
<p>数次相続が生じている場合、二次相続に係る被相続人の本籍地又は最後の住所地がどこであるかに関わらず、一次相続に係る被相続人の本籍地又は最後の住所地を管轄する登記所に二次相続に係る被相続人の法定相続情報一覧図の保管等申出をすることができるようにすべき。</p>	<p>御意見のとおり対応いたします。</p>

<p>生命保険会社における実務的な観点から利便性向上のため、「法定相続情報一覧図」に以下の情報を任意で追加できるよう要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相続人の親権者・未成年後見人 ○相続人の成年後見人【別途、登記事項証明書の添付が必要】 ○被相続人の父母（法定相続人でない場合）、養父母 	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>法定相続情報一覧図の保管と法定相続情報一覧図の写しの交付はそれぞれ別の申出として区分すべき。</p>	<p>本制度は、相続手続に利用されることを前提としているため、単に法定相続情報一覧図を保管することだけでなく、法定相続情報一覧図の写しの交付までを合わせて申出をもらうことを考えていますので、保管の申出と交付の申出は区分されないこととしています。</p>
<p>法定相続情報一覧図については、図面形式に限らず、相続人の一覧表形式も認めるべき。</p>	<p>御意見のとおり対応いたします。</p>
<p>「確認できる者」を「相続人であることを確認することができる者」とすべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、他の用例とも照らし、「確認することができる者」と修正しました。</p>
<p>「に登記官が認証文を付記したもの」を削るべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、削除しました。</p>
<p>被相続人及び相続人以外の者の表示方法は、記号や符号にすべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>本制度の証明対象を法定相続情報に限定するべきでない。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>「相続に起因する」という表現が曖昧であるため、明確にすべき。</p>	<p>本制度は、広く相続手続を対象として、相続人の手間を排して相続手続の簡便化を目的としています。ここに言う相続に起因するとは、相続手続全般を表しているものであり、この観点から表現は明確になっていると考えます。</p>
<p>新設する第6章は、「法定相続情報一覧図」とすべき。</p>	<p>第6章は、法定相続情報の具体的な内容を定める規定や、法定相続情報一覧図の保管等申出がされた場合に登記官が申出書の添付書面によって法定相続情報の内容を確認することを定める規定が含まれており、必ずしも法定相続情報一覧図の規定に限られていないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>

「表題部所有者、登記名義人又はその他の者」は、「表題部所有者、登記名義人その他の者」とすべき。	その他の者とは、登記以外の相続手続を執る相続人を想定したものであり、この趣旨を明確にするため、原案どおりとさせていただきます。
法定相続情報一覧図には、戸籍の筆頭者を記載すべき。	本制度は、戸籍の記載に基づき相続人を明らかにするものであり、戸籍の筆頭者の記載は不要と考えます。
第247条第1項第1号関係	
記載事項に、被相続人の本籍を追加すべき。	被相続人の最後の住所を証する書面が廃棄され添付することができない場合には、被相続人の最後の住所の記載に代えて被相続人の最後の本籍を記載することで足りるものいたします。
被相続人の本籍は記載すべきでない。	原則として、御意見のとおり対応いたします。
被相続人の最後の住所は不要である。	被相続人を識別し、特定するため、必要な情報であると考えます。
被相続人の最後の住所は任意的記載事項とすべき。	被相続人を識別し、特定するため、必要な情報であると考えます。
第247条第1項第2号関係	
相続人に嫡出でない子がいる場合、法定相続情報一覧図における続柄をどのように記載すべきか判然としない。	相続人が子である場合の続柄は、単に「子」として記載することとなりますが、御意見にあるような場合であって、平成13年7月1日より前に相続が発生しているときは、嫡出子・嫡出でない子の別を記載することでも差し支えないと考えます。
続柄について、記載例では子などとあるが、長男、養子などとして戸籍の記載に統一すべき。	今後の参考とさせていただきます。
相続人の本籍を記載すべき。	今後の参考とさせていただきます。

<p>数次相続が生じている場合において、法定相続情報一覧図は、被相続人一人ずつの作成ではなく、数次相続を全てまとめたものも可とすべき。</p>	<p>法定相続情報一覧図の写しを利用する相続手続は、一人の被相続人においても様々なものが考えられ、相続財産についても全てに数次相続が生じているとは限らないと考えます。そのため、数次相続が生じているものに係る相続手続の場合には、必要に応じて被相続人ごとに法定相続情報一覧図を作成し、これらを組み合わせることで対応することができると考えます。</p>
<p>法定相続情報一覧図に相続人以外の者が記載されると誰が相続人か分かりにくくなるため、被相続人及び相続人のみを記載するものとすべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>同順位の相続人の中に被相続人の死亡後に死亡した者がいるときは、その者の死亡年月日を記載すべき。</p>	<p>法定相続情報は、戸除籍の記載から分かる、被相続人の死亡時点の相続関係を表すものであるため、数次相続が生じている場合の死亡している相続人について死亡年月日を必須とすることは考えていません。</p>
<p>同順位の相続人の中に被相続人の死亡以前に死亡した者がいるときは、その者の死亡年月日を記載すべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>直系尊属又は兄弟姉妹が相続人の場合で、被相続人の死亡以前に死亡した子がいるときは、その子の氏名、生年月日、被相続人との続柄及び死亡の年月日を記載すべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>兄弟姉妹が相続人の場合で、被相続人の死亡以前に死亡した子がいるときは、その者の氏名、生年月日、被相続人との続柄及び死亡の年月日を記載すべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>第247条第2項柱書関係</p>	
<p>登記所の表示を申出書に書くべき。</p>	<p>申出書には、申出先の登記所を記載する欄を設け、申出人等において記載をしていただくことといたします。</p>
<p>申出書には、被相続人に係る情報を記載すべき。</p>	<p>御意見のとおり対応いたします。</p>
<p>第247条第2項第2号関係</p>	
<p>委任による代理人のうち、資格者代理人については、登記申請の代理を業としてすることができる者に限るべき。</p>	<p>資格者代理人を戸籍法第10条の2第3項に規定される者としたのは、同者であれば法の規定によって戸除籍謄抄本を取り扱うことができるためであり、この趣旨から原案のとおりとさせていただきます。</p>

本制度の代理は、司法書士の独占業務であることまでは求めないが、司法書士業務であることを認めるべき。	規則第247条第2項第2号は、委任による代理人となることができる者を規定したものであり、このことと、業法上の取扱いとは関わりはないものと考えます。
委任による代理人に親族を含めるべきでない。	親族が委任による代理人となることができないとなると、申出人たる相続人の利便性が損なわれると考えます。
委任による代理人のうち、親族については、4親等以内など狭めるべき。	今後の参考とさせていただきます。
戸籍法10条第1項、第10条の2第1項及び第2項記載の者も申出人に含めるべき。	今後の参考とさせていただきます。
預貯金の払い戻し手続を目的として法定相続情報一覧図の写しの交付を受ける場合は、その申出を代理することができる者は、戸籍法第10条の2第3項に規定される者のうち、財産管理業務を行うことができる者に限るべき。	資格者代理人を戸籍法第10条の2第3項に規定される者としたのは、同者であれば法の規定によって戸除籍謄抄本を取り扱うことができるためであり、この趣旨から原案のとおりとさせていただきます。
委任による代理人のうち、資格者代理人による場合は、戸籍法第10条の2第3項に規定される者となっているが、メリットが大きいのは司法書士ではないか。	メリットが大きいとの御意見の趣旨は分かりかねますが、資格者代理人を戸籍法第10条の2第3項に規定される者としたのは、同者であれば法の規定によって戸除籍謄抄本を取り扱うことができるためです。
弁護士、司法書士以外の資格者代理人が申出の代理をすることができるよう、明確に盛り込むべき。	戸籍法第10の2第3項に規定する者として明確に盛り込ませていただきました。
委任による代理人のうち、資格者代理人については、弁護士のほかは、行政書士に限るべき。	資格者代理人を戸籍法第10条の2第3項に規定される者としたのは、同者であれば法の規定によって戸除籍謄抄本を取り扱うことができるためであり、この趣旨から原案のとおりとさせていただきます。
代理人について、法務局が代理人の権限を明確に確認できる者に限るべき。	代理人の権限については、規則第247条第3項第7号により添付される書面で確認をいたします。
本制度については、司法書士法第73条第1項の適用外であることを明確にすべき。	委任による代理人のうち、資格者代理人については、戸籍法第10条の2第3項に規定される者としており、このことと司法書士法第73条第1項とに関わりはないものと考えます。

<p>戸籍法第10条の2第3項に掲げる者のうち、弁護士・司法書士以外の者が代理をした場合、司法書士法第73条等に抵触するのかどうかを明確にすべき。</p>	<p>委任による代理人のうち、資格者代理人については、戸籍法第10条の2第3項に規定される者としており、このことと司法書士法第73条第2項とに関わりはないものと考えます。</p>
<p>法定相続情報一覧図は、行政書士法第1条の2に定める事実証明に関する書類であり、業として代理をすることができるのは弁護士のほかは行政書士のみである。これを踏まえ、資格者代理人の範囲を、戸籍法第10条の2第3項に掲げる者のうち、行政書士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士（但し、司法書士、土地家屋調査士にあつては、具体的な登記申請の事件又は事務に必要な範囲に限る。）とすべき。</p>	<p>行政書士法の解釈についてはお答えできかねますが、資格者代理人を戸籍法第10条の2第3項に規定される者としたのは、同者であれば法の規定によって戸除籍謄抄本を取り扱うことができるためであり、この趣旨から代理することができる者をさらに狭めることなく、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>請求できる者を各種専門家や一般の任意代理人に広く門戸を開くべき。一部の者が独占しないように配慮されたい。</p>	<p>規則第247条第2項第2号は、法定相続情報一覧図の写しがいわば戸除籍謄抄本の束に代替するものであることから、これに鑑みて代理人となることができる者を戸除籍謄抄本によって申出人との関係性を確認することができる親族や、法の規定によって戸除籍謄抄本を取り扱うことができる資格者代理人に限ったものです。</p>
<p>本制度の申出そのものが、戸籍法第10条の2第3項に定める「受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合」に当たるものと誤解され、当該資格士業の業務範囲を超える行為（いわゆる業際違背）が助長される虞がある。 規則第247条第2項第2号の「戸籍法第10条の2第3項に掲げる者に限る」という規定は、「戸籍法第10条の2第3項の事件又は事務に関する業務を受任した者に限る」などと改めるべき。</p>	<p>委任による代理人のうち資格者代理人を戸籍法第10条の2第3項に規定される者としたのは、同者であれば法の規定によって戸除籍謄抄本を取り扱うことができるためであり、この趣旨から原案のとおりとさせていただきます。</p>

<p>これまで戸籍関係資料は、個人情報保護の観点から厳重に取り扱われ、職務上請求についても事前研修の修了が義務付けられたり、適正な利用がされているか事後チェックが行われてきた。</p> <p>相続登記の促進という目的は重要であるが、同時に個人のプライバシー権は憲法上の基本的人権であり、より尊重されなければならない。したがって、従来、相続手続において戸籍関係資料を職務上請求していなかった資格士業が、悪意なくとも「利用目的」外で戸籍関係資料を職務上請求するような省令案の定め方は見直すべき。</p>	<p>委任による代理人のうち資格者代理人を戸籍法第10条の2第3項に規定される者としたのは、同者であれば法の規定によって戸除籍謄抄本を取り扱うことができるためであり、本制度を目的として戸除籍謄抄本の職務上請求をするかどうかとは関わりはないものと考えます。</p>
<p>士業が代理する場合には、(1)有する資格(所属団体・登録番号を含む)(2)受任している業務の種類と合わせて(3)戸籍法第10条の2第1項に定める事項を明らかにすべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。なお、委任による代理人のうち、資格者代理人を戸籍法第10条の2第3項に規定される者としたのは、同者であれば法の規定によって戸除籍謄抄本を取り扱うことができるためです。</p>
<p>法律婚ではなく事実婚の関係にある者について代理人適格を排除することが妥当であるかさらに検討すべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>保管の申出と交付の申出を区分した上で、法定相続情報一覧図の保管の申出は、不動産登記の申請とともにすべきものとするのが相当であり、代理人の資格も登記の申請を業として代理することができる者に限定されるべき。</p>	<p>本制度は、相続手続に利用されることを前提としているため、単に法定相続情報一覧図を保管することだけでなく、法定相続情報一覧図の写しの交付までを合わせて申出をもらうことを考えていますので、保管の申出と交付の申出は区分されず、用途も登記申請に限られないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>相続手続には、各士業法により業として代理することができる者が定められていることから、戸籍法第10条の2第3項に掲げる者が委任による代理人となる場合において、各士業法によりこれらの者にしか行えない業務に利用するとして申出がされた場合は、申出の代理はその業務を行える者に限定すべき。</p>	<p>規則第247条第2項第2号は、委任による代理人となることができる者を規定したものであり、このことと、業法上の取扱いとは関わりはないものと考えます。</p>
<p>戸籍法第10条の2第3項では、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合など、目的の制限がかけられているが、本制度の申出に関してはこのような目的の制限を設けるべきではない。</p>	<p>委任による代理人のうち資格者代理人を戸籍法第10条の2第3項に規定される者としたのは、同者であれば法の規定によって戸除籍謄抄本を取り扱うことができるためです。</p>

<p>委任による代理人は、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士その他法令に別段の定めがある者とすべき。</p>	<p>法令に別段の定めがある者が具体的にどのような者を示すのかは分かりかねますが、資格者代理人を戸籍法第10条の2第3項に規定される者としたのは、同者であれば法の規定によって戸除籍謄抄本を取り扱うことができるためです。</p>
<p>第247条第2項第3号関係</p>	
<p>利用目的に加えて提出先を記載すべき。</p>	<p>申出に当たっては、法定相続情報一覧図の写しの提出先が分かるように利用目的を申出書に記載してもらい、相続手続に使われることを確認いたします。</p>
<p>利用目的を記載すべき。</p>	<p>御意見のとおり対応いたします。</p>
<p>利用目的外に利用された場合は無効となるか。</p>	<p>無効という御指摘の趣旨は分かりかねますが、本制度は、相続手続に利用されることを予定しているものであり、これを確認するために利用目的を申出書に記載いただくこととしています。</p>
<p>利用目的が不当な目的の場合は、申出を拒むべき。</p>	<p>不当な目的がどのようなものかは分かりかねますが、申出があった際は、利用目的が相続手続であることを確認いたします。</p>
<p>遺産分割協議の参考資料として利用する目的で本制度の申出をすることができることとすべき。</p>	<p>単に遺産分割協議の参考資料とするならば、登記所においてその内容を確認し認証することまでは必要ないと考えます。</p>
<p>単に相続関係説明図を作成するためとする利用目的は適当ではない。</p>	<p>御意見のとおり対応いたします。</p>
<p>法定相続情報一覧図は、その利用目的から業務として作成できる資格士業は限定されるべき。また、法定相続情報一覧図を作成するためには、あらかじめ戸籍関係資料等を収集する必要があるから、戸籍関係資料等を戸籍法により職務上請求することも「利用目的」による制限を受けると考える。 そのため、各士業が申出を代理することができる利用目的について、申出書や民事局作成のパンフレット等で限定列挙的に示すべきである。</p>	<p>申出書に利用目的を記載する趣旨は、本制度が相続に起因する登記その他の手続のために必要があるときに利用することができることから、その範囲で登記官が確認をするために設けたものです。具体的にどのような手続が本制度を利用することができるかについては、ホームページやリーフレットにおいて例示をして周知いたします。</p>

<p>「利用目的」を「法定相続情報一覧図の写しの交付を必要とする登記その他相続が開始したことを明らかにすべき手続」などとするか、同号を設けないこととすべき。</p>	<p>条文の文言上、「利用目的」とすることで御意見にあるような手続の記載を求めていることは明らかと思われませんが、具体的にどのような内容を申出書に記載してもらう必要があるかについては、ホームページやリーフレットにおいて例示をして周知いたします。</p>
<p>第247条第2項第4号関係</p>	
<p>法定相続情報一覧図の写しは、利用目的に照らし必要以上に交付すべきでない。</p>	<p>御意見のとおり対応いたします。</p>
<p>法定相続情報一覧図の写しは、提出先ごとに各1通とすべき。</p>	<p>法定相続情報一覧図の写しは、申出に係る利用目的に鑑みて交付を求める通数が合理的なものであるかを確認いたします。</p>
<p>交付を求める通数を記載すべき。</p>	<p>御意見のとおり対応いたします。</p>
<p>第247条第2項第5号関係</p>	
<p>被相続人名義の不動産が複数ある場合は、そのうちの一部の不動産所在事項又は不動産番号で足りるとすべき。</p>	<p>御意見のとおり対応いたします。</p>
<p>被相続人名義の不動産所在事項又は不動産番号の記載は必ずしも必要ではない。</p>	<p>本制度は、相続登記を促進するために創設するものであり、本制度を利用する相続人に相続登記の直接的な促しをするために不動産所在事項又は不動産番号の記載は必要と考えます。</p>
<p>第247条第3項柱書関係</p>	
<p>申出人以外の相続人の同意書の添付やこれらの者への申出があった旨の通知を必要とすべき。</p>	<p>法定相続情報一覧図は、従来のいわゆる戸除籍謄抄本の束の代わりであり、現行において例えば被相続人の戸除籍謄本を申出人が取得することができるのであれば、その範囲において他の相続人の同意やそれらの者への通知は不要と考えます。また、例えば他の相続人の戸籍抄本などその申出人が単独では取得することができない書面については、他の相続人の協力のもとに取得するものと思われ、この点においても他の相続人に改めて同意を求めたり、通知したりすることは不要と考えます。いずれにしましても、いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

被相続人と登記簿上の登記名義人との同一性を証する書面を添付すべき。	登記簿上の登記名義人との同一性を証する書面は、不動産登記の申請において提供されればよいものであり、本制度の申出においては、添付は不要と考えます。
第247条第3項第1号関係	
司法書士が法定相続情報一覧図を作成した場合、その司法書士の職印の押印が必要と考えるが、署名があれば職印の押印は省略してよいと考える。	法定相続情報一覧図には、作成した申出人又は代理人の署名又は記名押印を求めていますので、署名がある場合は記名押印は不要と考えます。
法定相続情報一覧図の記載事項から、作成者や作成年月日等を除くべき。	法定相続情報一覧図に作成者の署名等や作成年月日を求めることで、これらを明確にし、法定相続情報一覧図の一層の正確性を期すことができると考えます。
第247条第3項第2号関係	
本案の記述では、例えば第二順位までの相続人がいない場合に、第三順位の相続人を特定することができない。	今後の参考とさせていただきます。
直系尊属死亡の確認のための戸除籍謄本について、どの程度添付が必要が明確にしてほしい。	事案に応じて異なるため、消極に解します。
除籍等が滅失等して添付することができない場合でも、通達等により現在の不動産登記の取扱いのように他の書面によって担保するなどして法定相続情報一覧図の写しを交付すべき。	御意見のとおり対応いたします。
例えば夫婦について数次相続が近接して発生している場合は、先に死亡した被相続人の戸除籍謄本は後に死亡した被相続人の戸除籍謄本により兼ねられるものが多くなると思われるため、各申出間の添付書面の援用を認めるべき。	今後の参考とさせていただきます。
必ず被相続人の出生からの戸籍が必要とするのではなく、生殖可能年齢からで差し支えないなどとすべき。	法定相続情報は、戸除籍の記載から被相続人の死亡時点の相続関係を表すものであるため、消極に解します。
出生時からの戸籍を添付することを厳格に適用すべき。	規則第247条第3項第2号の規定にのっとり、適切に対応いたします。

添付する戸除籍謄本は、相続開始から例えば10日など一定期間を経過した後に作成されたものとするべき。	添付する戸除籍謄本は、被相続人の死亡以後に作成されたものであればよいと思われ、一定期間を経過させる必要はないと考えます。
第247条第3項第3号関係	
被相続人の最後の住所を証する書面が保存期間を経過したことにより廃棄され添付することができない場合の取扱いを明確にすべき。	被相続人の最後の住所を証する書面が廃棄され添付することができない場合は、被相続人の最後の住所の記載に代えて被相続人の最後の本籍を記載することで足りるものいたします。
被相続人の最後の住所を証する書面は重要なものであり、これを添付することができない場合には本制度の利用は認めべきでない。	被相続人の最後の住所を証する書面が廃棄され添付することができない場合は、被相続人の最後の住所の記載に代えて被相続人の最後の本籍を記載することで足りるものいたします。
この規定を担保するには、除かれた戸籍の附票の保存期間を「戸籍」と同様にすべき。	意見公募の対象外です。
第247条第3項第4号関係	
相続人の戸籍謄本は、抄本も可とするべき。	御意見を踏まえ、第247条第3項第4号を修正しました。
相続人の戸籍謄本は、発行日から6か月以内など期限を設けるべき。	相続人の戸籍は、相続発生時点以降のものを確認する必要がありますが、御意見にあるような有効期限は設ける必要はないと考えます。
相続人の戸籍謄本についても、出生時からとするべき。	相続人の現戸籍と被相続人の出生時からの戸籍との関係性は、必ずしも相続人の出生時からの戸除籍謄本がなくとも確認することができるため、出生時からとする必要はないと考えます。
相続人の戸籍謄本について、被相続人死亡時後に発行されたものとするべき。	御意見のとおり対応いたします。
裁判所手続では、被相続人と相続人とをつなげる全ての戸除籍謄本が必要であるところ、規則第247条第3項第4号で求める添付資料では足りないのではないか。	今後の参考とさせていただきます。
第247条第3項第5号関係	

<p>いわゆる空き家問題は、数次相続が発生しているがゆえに起きているのに、本制度は一次相続の場合のみを想定しており、使用できない。</p>	<p>規則第247条第3項第5号により、数次相続が生じている場合も本制度を利用することができるものと考えます。この場合、規則第247条第1項第2号により、被相続人ごとに法定相続情報一覧図を作成し、これらを組み合わせて利用していただくこととなります。</p>
<p>第247条第3項第6号関係</p>	
<p>本制度は戸籍を取り扱うものであるため、申出等の際には申出人や代理人について厳格な本人確認を行うべき。</p>	<p>申出人については、規則第247条第3項第6号により本人確認を行う考えです。また、同条同項第7号により、代理人についてその代理権限を確認いたします。</p>
<p>登記所の窓口において申出をしようとする者と、申出書に記載された申出人や代理人とが同一人であることを確認するため、申出をしようとする者の身分証明書の写しの添付を求めべき。</p>	<p>申出人については、規則第247条第3項第6号により本人確認を行う考えです。また、同条同項第7号により、代理人についてその代理権限を確認いたします。</p>
<p>代理による申出の場合も、申出人の本人確認をするべき。</p>	<p>御意見のとおり対応いたします。</p>
<p>第247条第3項第7号関係</p>	
<p>委任による代理人について、委任状のほか、代理人自身の身分や資格を証明するものを添付すべき。</p>	<p>御意見のとおり対応いたします。</p>
<p>数次相続が生じている場合に複数の被相続人に係る法定相続情報一覧図の保管等申出をするときは、各申出間の代理人の権限を証する書面の援用を認めるべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>第247条第4項関係</p>	
<p>相続人の住所は、相続手続に不要な場合には記載しないことを原則とすべき。</p>	<p>規則第247条第2項各号にあるとおり、相続人の住所は原則として記載事項にはしていません。</p>
<p>総務省ではなく、法務省が住所を証明することができる根拠は何か。</p>	<p>住所の記載については、第247条第4項にあるとおり、飽くまで申出人から住所を証する書面が提出された場合に、その書面にある情報が法定相続情報一覧図に正しく記載されているかを確認するものです。</p>

<p>本制度において住所の記載をさせる根拠は何か。</p>	<p>規則第247条第2項各号にあるとおり、相続人の住所は原則として記載事項にはしていません。 なお、住所の記載を任意的に認めたのは、相続手続において住所の記載を望む機関がある場合を考慮したものであり、相続人の利便に資するものとしています。</p>
<p>相続人の住所は、一律記載しないこととすべき。</p>	<p>規則第247条第2項各号にあるとおり、相続人の住所は原則として記載事項にはしていません。 なお、住所の記載を任意的に認めたのは、相続手続において住所の記載を望む機関がある場合を考慮したものであり、相続人の利便に資するものと考えます。</p>
<p>申出人以外の相続人の住所は、記載しないこととすべき。</p>	<p>規則第247条第2項各号にあるとおり、相続人の住所は原則として記載事項にはしていません。 なお、住所の記載を任意的に認めたのは、相続手続において住所の記載を望む機関がある場合を考慮したものであり、相続人の利便に資するものと考えます。</p>
<p>申出人以外の相続人の住所を記載する場合は、それらの者の同意を得る等の措置を講ずるべき。</p>	<p>住所の記載に際しては住民票などの住所を証する書面の添付が必要であるところ、申出人が他の相続人の住民票を取得することができる立場にあるのであれば、その範囲において他の相続人の同意は不要と考えます。また、申出人が他の相続人の住民票を単独では取得することができないのであれば、他の相続人の協力のもとに取得するものと思われ、この点においても他の相続人から改めて同意を得ることは不要と考えます。いずれにしましても、いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>相続人の住所は記載すべき。</p>	<p>相続人の住所は、任意的記載事項とし、相続手続において住所の記載を望む機関がある場合を考慮して相続人の利便に資するものとししました。</p>
<p>住所を証する書面は、発行後3か月以内などの期限を設けるべき。</p>	<p>相続人の住所は、相続発生時点以降のものを確認する必要がありますが、御意見にあるような有効期限を設ける必要はないと考えます。</p>
<p>第247条第5項関係</p>	

法定相続情報一覧図の写しの交付は、申出人又は代理人に対して行うべき。	御意見のとおり対応いたします。
法定相続情報一覧図の写しに利用目的に反する利用はできない旨の注意書きをすべき。	法定相続情報一覧図の写しには、相続手続以外に利用することができない旨の注意書きをいたします。
提出された戸除籍謄抄本に脱漏があり、法定相続情報一覧図の記載にも脱漏があった場合、双方の内容が合致していたとしても写しを交付すべきでない。	御意見のとおり対応いたします。
法定相続情報一覧図の写しに付す認証文について、申出日における相続権（相続分）を有する者を証明するものではない旨の注意書きをすべき。	法定相続情報一覧図の写しには、飽くまで戸除籍謄本等の記載に基づくものである旨の注意書きをいたします。
認証文について、相続欠格、胎児は相続人となるなどについても注意書きをすべき。	法定相続情報一覧図は、戸除籍の記載に基づき作成されるものであり、その周知については留意いたします。
認証文は、「～であることを証明する」といった文言とし、法定相続情報一覧図の写しが登記官による証明を経た証明書であることを明確にすべき。	認証文の文言の内容に関わらず、規則第247条第5項の内容から、法定相続情報一覧図の写しは、登記官が添付書面によって法定相続情報の内容を確認し、その内容と法定相続情報一覧図の内容とが合致していることを確認したことを証したものであるのは明らかと考えます。
記載例のような認証文では、法定相続人全員に関する情報が記載された証明とならないため、認証文は、「これは被相続人何某の法定相続に関する情報であることを証する」といった文言とすべき。	本制度は、登記官が添付書面によって法定相続情報の内容を確認し、その内容と法定相続情報一覧図の内容とが合致していることを確認した場合には、当該法定相続情報一覧図を保管してその写しを交付するものであるため、原案のとおりとさせていただきます。
法定相続情報一覧図の写しには、認証をした日と整理番号を付すべき。	御意見のとおり対応いたします。
第247条第6項関係	
申出書に添付された戸除籍謄抄本は返却すべきでない。またはコピー等を残しておくべき。	戸除籍謄本は申出人に返却するほうが申出人の便宜に資するものと考えます。また、戸除籍は市町村において原本が保管されていますので、原案のとおりとさせていただきます。

規則第247条第3項第6号により添付された書面も返却すべき。	本制度の申出において本人確認を適切に行うべく、本人確認の対象となった添付書面については登記所において保管し、後日確認をすることができるようにさせていただきたいと思えます。
規則第247条第3項第7号により添付された書面について、原本とともに謄本の提出があった場合は原本を還付する取扱いとすべき。	御意見のとおり対応いたします。
戸除籍謄抄本を返却する際、登記官は、申出人に対し、それらを破棄せず保存しておくよう周知徹底を図るべき。	今後の参考とさせていただきます。
第247条第7項関係	
法定相続情報一覧図の再交付の申出は、保管の申出をした相続人のみ行うことができるという理解でよいか。	御理解のとおりです。
申出をした登記所以外でも再交付の申出をすることができるようにすべき。	今後の参考とさせていただきます。
申出をした相続人以外の相続人も、再交付の申出をすることができるようにすべき。	今後の参考とさせていただきます。
再交付の申出をすることができる期間を明確にすべき。	法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間中は、再交付の申出をすることが可能です。
各士業法の規定により設立される法人が代理をする場合の資格を証する書面は、会社法人等番号の提出により、添付を省略することができるべき。	今後の参考とさせていただきます。
第248条関係	
郵送による申出も認めるべき。	御意見のとおり対応いたします。
郵送による申出は認めるべきでない。	申出人の利便性を考慮して郵送による申出も可能とさせていただきます。
郵送による交付は、申出人又は代理人の住所（事務所所在地）に宛てて行うべき。	御意見のとおり対応いたします。

送付の方法により申出をした者が返却の申出をしなかった場合に係る返却処理の規定がない。	運用上、窓口において交付・返却をするか、送付の方法により交付・返却するかを申出人に確認して返却する取扱いとします。
郵便切手に代えて、いわゆるレターパックや郵便局の承認を受けた料金受取人払いの封筒を提出することでも返送を認めるべき。	今後の参考とさせていただきます。
オンラインによる申出も認めるべき。	今後の参考とさせていただきます。
その他	
本制度が、登記所の既存業務に支障を来さぬよう留意すべき。	今後の参考とさせていただきます。
制度実施後は、効果検証をすべき。	御意見のとおり対応いたします。
法定相続情報一覧図の写しの交付後一定期間経過後は、戸籍の内容に変更がありうることを注意喚起すべき。	遡及的な効果を有する身分関係の変動によって戸籍の記載内容が申出後に変わるような場合が考えられるため、本制度がそのような変動を必ずしも反映していないことを周知いたします。
法に規定されていない制度を不動産登記規則で定めることはできないと考える。法改正により対応すべき。	本制度は、法定相続人の範囲を戸除籍謄本により確認・証明するものであり、新たな事項を証明するものではなく、また、法定相続情報一覧図は、登記申請の際の添付情報となる（規則第37条の3）ことから、不動産登記法（平成16年法律第123号）第15条の規定する「その他の登記の事務に関し必要な事項」ともなることから、法律の改正は不要であると考えています。
不正な申出等に対して罰則等を設けるべき。	戸除籍謄本を不正に取得し、その謄本をもって本制度の申出がされた場合は、戸籍法の罰則規定により罰せられるべきと考えています。 なお、そもそも刑罰を科すことは国民の基本的な人権を制約する結果となりますので、刑罰規定を設けることについては、その必要性、相当性を慎重かつ謙抑的に検討することが必要です。
法定相続情報一覧図の写しは、コピーをすればそれと分かるように地紋紙を使用して交付すべき。	御意見のとおり対応いたします。

地紋紙は偽造防止として完全ではない。偽造があった場合は、刑法の文書偽造の罪よりも重い処罰をすべき。	意見公募の対象外です。
戸籍の電算化を進め、それにより相続関係を証明すべき。	意見公募の対象外です。
登記所数が少ないため、本制度の利用のために訪庁することは負担である。	本制度に係る申出は、郵送によることも可能といたします。
除住民票の保存期間が消除後5年間とされていることに鑑み、相続人の特定は、本籍情報で行うべき。	今後の参考とさせていただきます。
日本国籍を有しない者等戸籍の全部又は一部がない場合も本制度を利用することができるようにすべき。	今後の参考とさせていただきます。
法定相続情報一覧図の写しの提出先において、原本還付は認めるべきでない。	法定相続情報一覧図の写しの提出先における取扱いについては、お答えできかねます。
法定相続情報一覧図の写しの提出に際して、複製使用は認めるべきでない。	法定相続情報一覧図の写しの提出先における取扱いについては、お答えできかねます。
補正、却下、取下の規定を設けるべき。	法定相続情報一覧図の写しの交付は、処分ではなく、添付された法定相続情報一覧図に誤りがあった場合や、添付書面が不足する場合は、法定相続情報一覧図の写しを交付することはできないため、これらの規定を設けることは必要ないと考えます。
登記官において相続放棄等の事実が証拠により明らかな場合は、申出を却下すべき。	本制度により交付される法定相続情報一覧図の写しは、飽くまで戸除籍謄本等の記載に基づくものであるため、相続放棄に関しては記載されないこととなります。
偽造された添付書面は返却すべきでない。	今後の参考とさせていただきます。
相続登記件数、預貯金に関する統計等を収集しているか。本制度により社会的コストがどれだけ削減されるか調査試算をしているか。施行された場合、登記所の繁忙状況から十分な対応ができるか懸念する。	今後の参考とさせていただきます。
外国人に野放しで不動産を売買していることが問題である。	意見公募の対象外です。

規則第247条及び第248条が、第5章筆界特定の範ちゅうに置かれており、位置が不適切である。	第6章として法定相続情報を設けています。
法定相続情報一覧図が登記所に保管されている間は、同一内容での再申出を認めるべきでない。	今後の参考とさせていただきます。
相続人の一人から法定相続情報一覧図の写しの交付の有無について照会があった場合は、これに応じるべき。	今後の参考とさせていただきます。
法定相続情報に変動や誤りがあった場合は、これを訂正等すべく再度の申出を認めるべき。この場合、訂正前の法定相続情報一覧図の写しは交付しないこととすべき。	御意見のとおり対応いたします。
法定相続情報一覧図の写しに過誤がある場合の取扱いについて規定を設けるべき。	今後の参考とさせていただきます。
保管された法定相続情報一覧図に変動や誤りがあった場合は、これを登記官が職権で訂正等すべき。	本制度は、飽くまで申出人たる相続人が作成した法定相続情報一覧図を保管するものですので、これを登記官が職権で訂正等することは妥当でないと考えます。
法定相続情報一覧図の保管後、法定相続情報の内容に変更や誤りがあった場合、必要な添付書類を全て集め直して再度の申出をするのではなく、最低限の書面を差し替えることで足りるとすべき。	当初の申出に係る添付書面のうち、登記所に保管される書面は、代理人の権限を証する書面などであり、戸除籍謄抄本は保管されないため、再度の申出に当たっては、申出人において必要な添付書面を揃えてもらう必要があると考えます。
実務経験上、相続関係は変動する（養親子関係の取消、解消、離縁、認知など）ものであるから、一枚の書面だけでカバーできるものではない。	認知や廃除により法定相続情報に変更が生じた場合は、再度の申出をしていただくことが可能です。
法定相続情報一覧図の保管の申出をした時点と法定相続情報一覧図の写しを利用する時点とで、相続に係る事実関係に異動があった場合の取扱いを明確にすべき。	法定相続情報一覧図の写しを利用する時点においてその内容に異動があった場合の取扱いは、相続手続において当該写しの提供を受ける各機関が個々に判断するものであると考えます。
手数料を徴収すべき。	今後の参考とさせていただきます。

法定相続情報一覧図の写しの有効期限を設けるべき。	法定相続情報一覧図の写しの有効期限は、相続手続において当該写しの提供を受ける各機関が必要に応じて定めるものであると考えます。
法定相続情報一覧図の写しの有効期限は、法定相続情報一覧図つづり込み帳の保存期間である5年間と同一かどうか明確にすべき。	法定相続情報一覧図の写しの有効期限は、相続手続において当該写しの提供を受ける各機関が必要に応じて定めるものであると考えます。
登記所で雇用する相談員は、司法書士の登録者とすべき。	意見公募の対象外です。
司法書士が代理する法定相続情報一覧図の保管及び法定相続情報一覧図の写しの交付の申出に関しては、職務上請求により受付から交付までの手続を短縮し、簡易なものとするべき。	代理人の別によって手続の短縮などの差別化をすることは不相当と考えます。
相続登記について、行政書士にも扱えることとすれば、相続登記の促進が図られる。	意見公募の対象外です。
法定相続情報は、人権侵害の恐れがあるため、対策をとるべき。	法定相続情報は、戸除籍の記載に基づき判明する相続人を表すものであり、申出人や再交付の申出をすることができる者も限定されていることから、人権侵害の恐れはないと考えます。
相続登記の実務上最も苦勞するのは、被相続人の登記簿上の住所を戸籍、戸籍の附票、住民票等で証明できない場合、相続人全員の印鑑証明書付き上申書を提出しなければならない点である。	意見公募の対象外です。
将来的な利用者の作成負荷を軽減する観点から、登記所が法定相続情報一覧図を作成すべき。	今後の参考とさせていただきます。
法定相続情報一覧図は、統一様式とし、機械印字とすべき。	今後の参考とさせていただきます。
法定相続情報一覧図の写しの迅速な交付のため、申出書等を受領した時点で誤記載や書面の不足を確認し、修正の促しをする運用とすべき。	今後の参考とさせていただきます。

<p>申出書に添付された法定相続情報一覧図に誤りがある場合や、戸除籍謄抄本に不足がある場合は、登記官が職権で修正をしたり不足書面を取得したりする運用とすべき。</p>	<p>本制度は飽くまで申出人たる相続人がその任意により所要の書面を揃えて申出をし、同者が作成した法定相続情報一覧図を保管するものですので、これを登記官が修正等することは妥当ではないと考えます。</p>
<p>申出から交付までに要する期間を明示してほしい。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>相続登記の申請を義務化したり、期限を設けたりすべき。</p>	<p>意見公募の対象外です。</p>
<p>戸籍の収集の負担軽減のため、各本籍地で管理しているデータの一元化等により、相続の開始後に相続手続が必要とする戸籍を容易に収集できる方法を検討願いたい。</p>	<p>意見公募の対象外です。</p>
<p>本制度の創設により、司法書士以外の者が登記の申請を代理することができるようになるとの誤解を与えぬよう配慮すべき。</p>	<p>意見公募の対象外です。</p>
<p>数次相続が生じている場合には、登記申請の代理を業としてすることができる資格者代理人が相続登記を申請すると同時に数次相続の関係図を1枚にまとめた法定相続情報一覧図について保管等申出をすることができることを認めるべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>法定相続情報証明制度の所管を総務省（市区町村）に移管すべき。</p>	<p>意見公募の対象外です。</p>
<p>相続登記の申請と同時に申出をすることができるようにすべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>平成29年度早期に施行するとあるが、意見公募を踏まえた所要の手当をした上で施行すべきであり、拙速になすべきでない。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえた所要の修正をし、公布しています。</p>
<p>登記所は、被相続人の死亡時における本籍地の戸籍事務管掌者に認証文の付された法定相続情報一覧図の写しを送付し、戸籍事務管掌者はこれを保存して、相続人、当該相続について利害関係を有する者の申出により当該写しを交付すべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>規則改正案の背景にある問題は、新戸籍の編製等があると、複数の戸籍を収集しなければ、相続人の確定が困難な点にあり、身分関係を公証する制度として現行の戸籍制度の不十分さのあらわれである。新戸籍編成時の移記事項の抜本的検討など戸籍記載事項の改善が望まれる。</p>	<p>意見公募の対象外です。</p>
<p>相続放棄の申述の受理等の情報も盛り込み、より使いやすい相続情報一覧図とすべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>法定相続情報一覧図の写しに記載される住所や氏名について、被相続人のマイナンバー登録住所及び氏名より優先される旨の特則等が必要である。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>例示された注意書きには、相続放棄についてしか記載がないが、廃除、遺言、欠格、認知など戸籍上戸籍外を含めたあらゆる相続関係があり、法定相続情報一覧図の写しにはリスクが伴うという意識が欠けている。</p>	<p>法定相続情報一覧図の写しには、飽くまで戸除籍謄本等の記載に基づくものである旨の注意書きをいたします。</p>
<p>確認の内容に誤りがあったり、法定相続情報の内容に変動があったりして事実と異なる法定相続情報一覧図の写しに基づき相続手続が処理された場合、最終責任は認証した国にある。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>相続登記促進のためには、さらなる解決策・新たな施策を検討すべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>法定相続情報一覧図の写しの利用に関し、各種相続手続に幅広く活用できるようにすべき。</p>	<p>御意見のとおり対応いたします。</p>
<p>先にされた保管等申出の情報を、全国で容易に調査・検索できるシステムを整備すべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>戸籍法第10条の2第3項における職務上請求について、請求に係る利用業務に法定相続情報一覧図の保管等申出業務は当たらないとすべき。</p>	<p>意見公募の対象外です。</p>
<p>法定相続情報一覧図の保管等申出のために戸籍謄本の職務上請求が認められるよう、戸籍法の改正などにより対応すべき。</p>	<p>意見公募の対象外です。</p>

<p>本制度は、戸籍から判明する相続人を転記したにすぎないから、制度名称について、法定相続情報転記制度とすべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>法務局における登記相談及び本制度の相談は、個別具体的な教示を行わず、その旨全法務局に徹底させるべき。</p>	<p>意見公募の対象外です。</p>
<p>相続登記に添付される相続関係説明図に登記官が認証文を付すものとすべき。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>法定相続情報一覧図の写しを相続手続に利用することによって、かえって従来は求められなかったような書面が各機関から求められることのないよう、各機関と十分協議されたい。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>本制度は、全ての登記所で同時に開始されるべき。</p>	<p>御意見のとおり対応いたします。</p>
<p>不在者財産管理人選任の申し立てや相続税の申告など家庭裁判所や税務署でも法定相続情報一覧図の写しを利用することができれば有用である。</p>	<p>他の機関での取扱いについてはお答えできかねますが、本制度の利用が広がることは望ましいと考えます。</p>
<p>相続人全員を相手とする訴訟において使用した場合、訴状に相続人全員を相手にした表記がなくても、この証明書を添付書類としたことが判明した場合には、戸籍の添付を不要とすべき。</p>	<p>他の機関での取扱いについてはお答えできかねますが、本制度の利用が広がることは望ましいと考えます。</p>